

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新				旧			
別表				別表			
受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）				受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）			
1. ～4. （略）				1. ～4. （略）			
5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債証券については、次のとおりとする。				5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債証券については、次のとおりとする。			
有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a・b （略） c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> e （略）		日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	(1) 国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a・b （略） c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の97</u> e （略）

		f 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u>			f 残存期間30年超のもの <u>100分の94</u>
		(2) 変動利付国債 a・b (略) c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u>			(2) 変動利付国債 a・b (略) c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u>
		(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a・b (略) c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の95</u> e (略) f 残存期間30年超のもの <u>100分の89</u>			(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a・b (略) c 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の96</u> d 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の96</u> e (略) f 残存期間30年超のもの <u>100分の90</u>
(注)	(略)		(注)	(略)	
6. ~ 13.	(略)		6. ~ 13.	(略)	

2 附 則

この改正規定は、平成26年1月10日から施行する。